

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

都市環境委員会議事日程表

日 時 : 令和6年6月14日(金) 午前10時

場 所 : 市議会委員会室

議事	種 別	番号	件 名	摘 要
1	議 案	42	財産取得について(和泉市家庭系日常(可燃)ごみ指定袋)	P. 81
2	議 案	43	和泉市和泉コスモポリス地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 83
3	議 案	44	和泉市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 86
4	議 案	45	和泉市消防本部及び消防署の設置、名称及び位置並びに消防署の管轄区域に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 94

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

出席委員（8名）

委員長	末下広幸	副委員長	飯阪光典
委員	服部敏男	委員	小林昌子
委員(副議長)	松本利裕	委員	浜田千秋
委員	大浦まさし	委員	坂本健治

欠席委員（なし）

オブザーバー（1名）

議長 石原日出子

説明のため出席した者の職氏名

市	長	辻	宏	康								
副	市	長	森	吉	豊							
副	市	長	吉	田	康	人						
参	与	並	木	敏	昭							
環	境	産	業	部	長	山	崎	光	一			
都	市	デ	ザ	イ	ン	部	長	林	田	勝	巳	
都	市	デ	ザ	イ	ン	部	理	事	千	田	和	人
上	下	水	道	部	長	近	藤	真	一			
消	防	部	長	岡	田	辰	雄					

備考 各次長級以下の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	井	阪	弘	樹	事務局次長兼総務課長	藤	原	準	
総務課長補佐	上	岡	繁		総務課主事	香	山	幸	輝
総務課主事	内	田	有	咲					

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○末下広幸委員長 おはようございます。

委員の皆様には御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は全員出席しておりますので、これより都市環境委員会を開会いたします。



◎市長挨拶

○末下広幸委員長 それでは、ここで市長の挨拶を願います。

市長。

○辻 宏康市長 皆様、おはようございます。

都市環境委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

末下委員長、飯阪副委員長をはじめ委員皆様方には御出席をいただき、また石原議長には御臨席をいただいておりますことに、心から厚くお礼申し上げます。

本日は、環境産業部、都市デザイン部、上下水道部及び消防本部に関連いたします所管事項のうち、本委員会に託されました諸議案を御審査いただきます。

案件の内容等につきましては、各担当より御説明申し上げますので、何とぞよろしく御審査の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○末下広幸委員長 市長の挨拶が終わりました。



◎組織機構説明及び職員紹介

○末下広幸委員長 議事に入る前に、報告事項として、理事者より組織機構説明及び職員紹介についてお願いいたします。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

はい、どうぞ。

○並木敏昭参与 参与の並木でございます。

令和6年4月1日付の人事異動に伴いまして、異動、昇任のありました課長級以上の職員を紹介させていただきます。

都市環境委員会関係行政機構図を御覧願います。

まず、私、参与の並木でございます。どうぞよろしく願いいたします。

以降順次、各部長から組織機構説明並びに職員紹介をさせていただきます。

○末下広幸委員長 はい、どうぞ。

○山崎光一環境産業部長 環境産業部長の山崎です。

続きまして、環境産業部の組織機構及び異動、昇任のあった課長級以上の職員を御紹介させていただきます。

機構図の1ページから3ページをお願いいたします。

環境産業部は、環境政策室、産業振興室の2室で、人員体制は38名となっております。今年度の機構改革によりまして、環境保全課と生活環境課を統合し、特定室として環境政策室を設けております。

次に、異動、昇任のあった課長級以上の職員を御紹介いたします。網かけの部分でございます。

(職員紹介)

○末下広幸委員長 はい、どうぞ。

○林田勝巳都市デザイン部長 都市デザイン部長の林田です。

それでは、都市デザイン部の組織機構及び異動、昇任のあった課長級以上の職員を紹介させていただきます。

都市環境委員会関係行政機構図の4ページから8ページをお願いいたします。

組織体制としましては、昨年度同様、都市政策室、建築・開発指導室、建築住宅室、都市整備室、土木維持管理室の5室体制で、職員数は100名でございます。

次に、異動、昇任のあった課長級以上の職員を紹介いたします。網かけの部分でございます。

(職員紹介)

最後に、私、都市デザイン部長の林田勝巳です。どうぞよろしく願いします。

○末下広幸委員長 はい、どうぞ。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○近藤真一上下水道部長 上下水道部長の近藤です。

上下水道部の組織機構並びに職員を紹介させていただきます。

都市環境委員会関係行政機構図の9ページから10ページをお願いいたします。

令和6年度行政機構改革により、老朽管の更新や配水場の修繕に対して効率的に取り組むために、水道工務課と上水課を統合し水道施設室を設置し、組織機構につきましては、経営総務課、お客様サービス課、水道施設室、下水道整備課の1室3課体制で、職員は52名です。

次に、異動、昇任のありました課長級以上の職員を紹介いたします。網かけの部分でございます。

(職員紹介)

最後に、上下水道部長を拝命しました近藤真一です。どうぞよろしくお願いいたします。

○末下広幸委員長 はい、どうぞ。

○岡田辰雄消防長 消防長の岡田です。

4月1日付人事異動に伴います消防本部の組織機構及び異動、昇任のあった課長級以上の職員を御紹介させていただきます。

都市環境委員会関係行政機構図11ページから13ページでございます。

消防本部は、総務課、予防課、警備課と合わせて3課8係、31名体制で業務を行っています。

また、消防署につきましては、和泉消防署と中央消防署の2署2分署の24時間体制で、警防第一課と警防第二課に分かれ、2交代、136名体制で業務を行っています。

次に、異動のあった課長級以上の職員を御紹介申し上げます。網かけ部分でございます。

(職員紹介)

○末下広幸委員長 組織機構説明及び職員紹介が終わりました。

ここで、この後の案件に関係しない次長級以下の職員の方については退席願います。恐れ入りますが、しばらくお待ちください。



◎委員会審査

○末下広幸委員長 それでは、議事に入ります。

本日の案件は、お手元に御配付の議事日程表のとおり、過日の本会議で本委員会に付託さ

れました議案の審査をお願いいたします。

なお、理事者の方に申し上げます。発言の際には、必ず委員長の許可を得た後に、職、氏名を述べ、答弁願います。



◎議案第42号 財産所得について（和泉市家庭系日常（可燃）ごみ指定袋）

○末下広幸委員長 議事第1、議案第42号 財産所得について（和泉市家庭系日常（可燃）ごみ指定袋）を議題といたします。

議案の説明を願います。

環境産業部長。

○山崎光一環境産業部長 環境産業部長の山崎です。

さきの本会議で御上程をいただき、本委員会に付託されました議案第42号の財産取得について御説明申し上げます。

議案書の81ページをお願いいたします。

和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産は、和泉市家庭系日常（可燃）ごみ指定袋です。

契約の方法は、指名競争入札で、取得予定価格は6,596万1,500円です。

取得の相手方は、株式会社テライ、取締役、小川隆博です。

また、納入場所、納入期限、取得内容につきましては、82ページに参考資料を添付しておりますので、御参照いただき、何とぞよろしく御審査の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第42号 財産取得についての説明を終わらせていただきます。

○末下広幸委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別のないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第42号を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。



◎議案第43号 和泉市和泉コスモポリス地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定について

○末下広幸委員長 議事第2、議案第43号 和泉市和泉コスモポリス地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

都市デザイン部長。

○林田勝巳都市デザイン部長 都市デザイン部長の林田です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第43号 和泉市和泉コスモポリス地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書83ページをお願いいたします。

まず、提案理由でございますが、南部大阪都市計画和泉コスモポリス地区地区計画の変更に伴い、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、建築物の用途の制限に関し所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

次に、条例の内容でございますが、議案書の83、84ページから85ページを御覧ください。

このたびの地区計画の変更に伴い、用途に関する制限について規定する別表(い)欄の内容について、地区計画の制限の内容と同様となるよう、電気供給業の用に供する工場のうち、原子力発電以外の非化石エネルギー源を利用したものを制限させる用途から除こうとするも

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

のでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第43号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○末下広幸委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第43号を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。



◎議案第44号 和泉市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

○末下広幸委員長 議事第3、議案第44号 和泉市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

議案の説明願います。

上下水道部長。

○近藤真一上下水道部長 上下水道部長の近藤です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第44号 和泉市水道布設工事監督

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書の86ページを御覧ください。

まず、提案理由でございますが、水道法施行令及び水道法施行規則の改正により、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が見直されることから、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

次に、その内容でございますが、87ページからの新旧対照表に基づき御説明申し上げます。

第3条は、布設工事監督者の資格要件を定めるもので、同条第1号の規定について、衛生工学または水道工学に関する学科目を削除し、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者を、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路または河川に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に改めるとともに、括弧書きのとおり、水道に関する実務経験を1年6か月以上と緩和するものでございます。

第2号から第10号の規定についても同様に、各学歴及び学科目要件における土木工学科以外の課程を追加並びに技術上の実務経験年数などを付するものでございます。

なお、90ページの第11号の規定につきましては、建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による国家資格取得者かつ一定の実務経験を有する者であることを付するものでございます。

第4条は、水道技術管理者の資格要件を定めるもので、同条第1号の布設工事監督者の資格を有する者の資格要件を削除し、第2号、第4号、第5号の規定につきましても、第3条同様に、各学歴及び学科項目要件における課程の追加並びに技術上の実務経験年数等を改めるとともに、第7号から第8号に、国家資格取得者かつ一定の実務経験を有する者であることを付するものでございます。

続きまして、93ページの第4条、第6号の規定について、厚生労働大臣を国土交通大臣及び環境大臣に改めるものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行するものです。

なお、ただし書の規定につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第44号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○末下広幸委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第44号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。



◎議案第45号 和泉市消防本部及び消防署の設置、名称及び位置並びに消防署の管轄区域に関する条例の一部を改正する条例制定について

○末下広幸委員長 議事第4、議案第45号 和泉市消防本部及び消防署の設置、名称及び位置並びに消防署の管轄区域に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

消防長。

○岡田辰雄消防長 消防長の岡田です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第45号 和泉市消防本部及び消防署の設置、名称及び位置並びに消防署の管轄区域に関する条例の一部を改正する条例制定についての提案理由及びその内容につきまして御説明申し上げます。

議案書94ページを御覧ください。

まず、提案の理由でございますが、現在、建設工事中の和泉市消防本部新庁舎が令和6年12月1日付で開庁し、その移転に伴い、消防本部及び消防署の位置が変更となることから、

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

所要の整備を行おうとするものです。

次に、改正の内容ですが、議案書95ページの新旧対照表に基づき御説明申し上げます。

表中右欄の下線部分、一条院町140番地の2から、左欄下線部分、府中町四丁目10番16号に改めるものでございます。

最後に、附則ですが、この条例は令和6年12月1日から施行するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第45号 和泉市消防本部及び消防署の設置、名称及び位置並びに消防署の管轄区域に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案の理由及びその内容についての御説明を終わります。何とぞよろしく御審査の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○末下広幸委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第45号を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。



◎閉会宣告

○末下広幸委員長 以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私に一任願いたいと思います。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

以上で、都市環境委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午前10時21分閉会)



会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委員長 末 下 広 幸